

## 別紙 6

### 特定非営利活動法人田中セツ子京都結婚塾 第三者評価委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 特定非営利活動法人田中セツ子京都結婚塾は、元理事による不適切な経理処理により発生した横領事件の再発を防止し、今後の組織運営や活動の在り方などについて意見を伺うために、第三者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、当法人の組織運営や経理事務、事業活動について意見交換や検討を行い、その結果を理事会に提言する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織し、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

#### (委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から理事会への提言の日までとする。

#### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会の会議の議長となる。

#### (会議)

第6条 会議は理事長が招集する。

#### (意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、結婚塾の理事長に対して、会議に関係者の出席を求めてその説明を聴き、又は、関係者から資料の提出を求めることができる。

#### (秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、田中セツ子京都結婚塾において処理する。

(その他)

第10条

この設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、2015年10月26日から施行する。